

辰野町ガンバル小規模事業者応援金の概要

目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた小規模事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える応援金を支給します。

この応援金は、国の「持続化給付金」の対象とならない小規模事業者に対して、1回限り支給するものです。

対象者

申請ができるのは、以下の1～6すべてに該当する者です。

1. 小規模事業者の基準を満たす事業者（以下のいずれかに該当する事業者）

商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）	常時雇用する従業員が5名以下
サービス業のうち、宿泊・娯楽業	常時雇用する従業員が20名以下
製造業その他	常時雇用する従業員が20名以下

※常時雇用従業員は、役員、個人事業者本人及び同居の親族、パートアルバイトは含みません。

※町内で2店舗以上営業している法人・個人事業者も1事業者として扱います。

※対象となる法人の種類について

会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）、個人事業者であるもの（商工業者に限る）

以下の法人は対象外となります。医師、歯科医師、助産師/系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）/協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）/一般社団法人、公益社団法人/医療法人/宗教法人/学校法人/農事組合法人/社会福祉法人/任意団体など

対象者

2. 辰野町に住所又は事業所を有する小規模事業者であって、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者。
3. 営業許可又は登録を必要とする業種については、当該許認可等を受けている者。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から2020年5月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した月がある者。
ただし、2019年に開業した者については、対象期間のうちひと月の売上の比較対象として、開業月から2019年12月までの月平均（以下「前年月平均」という。）を選択できます。
5. 対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もない者。
ただし、新規開業者については、前年同月比又は前年月平均比とします。
6. 国の「持続化給付金」を申請していない者。

支給額

30万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。支給は1回限りとなります。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （対象期間中前年同月比▲30%月の売上×12ヶ月）

※ただし、対象期間中前年同月比について、新規開業者は前年月平均比を選択できます。

申請期間

2020年6月1日（月）～2020年8月31日（月）

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で支給することを想定しています（銀行振込）

申請方法

1. 郵送 〒399-0493(住所の記載不要)
- 辰野町産業振興課 小規模事業者応援金担当あて
- ※簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法

2. Web 申請先ホームページ

辰野町ガンバル小規模事業者応援金

検索



スマホでも
できる!

<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/tatsuno-zigyosyaouenkin.html>

3. 窓口 辰野町中央1番地 辰野町役場1階

産業振興課企業支援室

必要書類

法人

	提出書類	内容
1	申請書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。
2	前年度の売上の状況を示した書類の写し	確定申告書別表一 (1枚) 法人事業概況説明書 (2枚 (両面)) ※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できること。(決算月によっては2年分の確定申告書類) ※収受日付印は必要ありません。
3	2020年分の対象期間の売上を示した書類の写し	対象期間 (2020年1月~2020年5月) の売上台帳等 ※対象期間の各月が明確に記載してあること。
4	事業所の所在地や事業内容を記載した書類の写し	登記事項証明書、会社概要等
5	応援金の振込先の金融機関を確認する書類の写し	申請者名義の通帳 ※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。
6	誓約書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。

必要書類

個人事業者

	提出書類	内容
1	申請書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。
2	前年の売上の状況を示した書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告 確定申告書第一表 (1枚) 所得税青色申告決算書 (2枚 (両面)) ・白色申告 確定申告書第一表 (1枚) <p>※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できること。 ※収受日付印は必要ありません。</p>
3	2020年分の対象期間の売上を示した書類の写し	<p>対象期間 (2020年1月～2020年5月) の売上台帳等</p> <p>※対象期間の各月が明確に記載してあること。</p>
4	事業所の所在地や事業内容を記載した書類の写し	営業許可証、開業届 (新規開業者) 等
5	応援金の振込先の金融機関を確認する書類の写し	<p>申請者名義の通帳</p> <p>※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。</p>
6	本人確認書類の写し	<p>運転免許証 (両面)、マイナンバーカード (表面のみ)、在留カード (両面) 等</p> <p>※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所同一のものに限る。</p>
7	誓約書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。

誓約事項

「辰野町ガンバル小規模事業者応援金」の支給を受けようとする小規模事業者は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

- ①2020年1月から2020年5月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少した月があります。
- ②対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月はひと月もありません。
- ③国の持続化給付金の申請はしていません。
- ④町応援金の支給を受けた後、業況等の変化により、国の持続化給付金の支給を受けたときは、町応援金を返還します。
- ⑤国へ持続化給付金の申請内容、支給状況を照会、確認することを承諾します。
- ⑥「辰野町ガンバル小規模事業者応援金」の申請は今回が初めてです。
- ⑦2019年以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意志があります。
- ⑧辰野町が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。
- ⑨辰野町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑩申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ⑪辰野町から2020年（度）確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑫代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員等であるか否かの確認のため、長野県警へ照会がなされることに同意します。
- ⑬申請書の内容に虚偽や不正があった場合、支給要件を満たしていないことが判明した場合は町応援金の申請を取り下げます。また支給後に不正が発覚した場合は町応援金を返還します。

辰野町ガンバル小規模事業者応援金の Web 申請手順

1 辰野町ガンバル小規模事業者応援金ホームページへアクセス！

スマホでも
できる！

辰野町ガンバル小規模事業者応援金

検索



HP (<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/tatsuno-zigyosyaouenkin.html>)

2 申請ボタンを押して、必要事項（基本情報、売上額、口座情報）などを入力

3 必要書類を添付

- ・ 2019 年分の確定申告書類の控え
- ・ 対象期間の各月の売上台帳の写し
- ・ 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人事業者）の写し など

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください!）

申請

辰野町ガンバル小規模事業者応援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールか電話で連絡が入ります。

通常 2 週間程度で、交付決定通知書を発送／ご申請の口座に入金

お問い合わせ

辰野町産業振興課企業支援室 0266-41-1111（平日 8：30～17：15）